

月例研究会（2020年9月23日）

## 日本における外国人 介護人材受入政策

——特定技能「介護」の新設は社会に  
どのような影響を与えるのか

福岡 美佐子

本報告は、介護人材の変遷と外国人材受入政策を振り返ることで、特定技能「介護」の新設が介護人材全体にどのように寄与し、今後の社会にどのような影響を与えるのかを明らかにした研究に基づくものである。

介護は、各自に最適な計画を立てたり状況に応じて判断したりする頭脳労働、実際に介助をする肉体労働に加え、高齢者の感情の抑揚に寄り添う感情労働でもあり、技術的、精神的に高度な能力が必要とされる。誰にでもできる労働ではない。しかしながら、在留資格「介護」は「専門的・技術的分野」の在留資格のひとつであるにもかかわらず、介護職は他の職種ほど専門性が高いと見なされていない。その要因には、政策的側面と社会的側面がある。政策的には、①介護保険の賦課方式による財源と準市場への移行に伴う報酬の限界、②国家資格者のみによる完全看護制度完成の一方、介護は国家資格者に公的資格者・無資格者が混在、③経済連携協定（EPA）の「特定活動」、技能実習制度の「技能実習」、留学を経て介護福祉士資格を取得する「介護」、そして「特定技能」の4つの入国チャネル並立による複雑化、④日本独自とも言える資格、⑤移民政策の否定があり、社会的には、①「女性はケアに適している」という言説に女性を押し込めようとする力と、女性自らがその言説を保持しようとする力により、介護をする側にもされる側にも、性別分業規範が強化される女性化、②準市場導入に伴う女性の高齢者の短期ローテーションによる非正規

化・高齢化、③在留資格「介護」の新設後、その一段下に「技能実習」を、さらに「特定活動」の国家資格不合格者の受け皿ともなる「特定技能」を新設する介護人材確保を質から量へ転換した外国人化がある。それらによる低賃金・高サービスの両立、不安定雇用による社会的評価の低下に、労働力不足解消のための非熟練労働力としての在留資格「特定技能」に介護が組み込まれたことが加わり、介護人材全体の専門性が低く見られるようになっている。

これらの中で喫緊の課題は、専門性に見合う報酬を確保するための財源と、介護福祉士が「専門的・技術的分野」の職業として認められるきっかけとなった在留資格「介護」への入国ルートの整理であろう。誰のための介護人材なのかを再考し、その質を確保するためには、段階を経ながら解きほぐしていくことが必要である。なぜなら、介護人材を量としか見なさない経営者視点での政策は、日本と途上国との賃金格差があるうちは繕うことができるが、途上国が新興国となりつつある中で、行き詰まるのは明らかだからである。また、介護人材の専門性の価値や社会的評価の再認識のみならず、介護人材が誇りを持って働き人々から尊敬される社会は、全ての人の幸福と公益につながるからである。

なお、特定技能「介護」の認定者数は、制度が2019年4月に始まったばかりに加えコロナ禍の影響で、2020年6月末現在170人にすぎない。したがって、この在留資格の新設が介護人材全体にどのように寄与し、社会にどのような影響を与えるかは、今後の認定者の増加と共に移り変わる可能性がある。また、認定者自体が増えない、あるいは認定者が早々に帰国するなどして別の問題が浮上する可能性もある。本報告が現時点での結論にすぎないことを踏まえ、この課題をさらに追究するにあたっては、受け入れ国と送り出し国の職業資格論に基づく国際労働力移動の視座を軸にしていきたい。

（ふくしま・みさこ 法政大学大原社会問題研究所客員研究員）